

「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」
に係る一般競争入札

入札説明資料

令和2年11月30日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

- I 入札説明書
- II 入札心得
- III 仕様書
- IV 契約書（案）

様式 1 競争参加資格確認申請書

2 委任状

3 入札書

4 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和2年1月30日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限（契約期間）
令和3年5月20日（第6号）、10月20日（第7号）、
令和4年1月20日（第8号）

(4) 納入場所

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

※ 信用基金は令和3年1月に上記住所へ事務所の移転を予定しており、納入場所は移転後の事務所となります。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 公告日において令和01・02・03年度全省庁統一資格の「物品の製造」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

4 入札参加資格審査手続

- (1) 申請書類等の提出方法等
 - ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。
なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと

認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

(ア) 競争参加資格確認申請書(様式1)

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状(代理人を選出する場合。様式2)

(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒(競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。)

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参又は郵送(信書便も含む。)により提出すること。郵送による場合は、下記⑤の提出期限までに到着していること。電送(ファックス、電子メール等)による提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和2年12月10日(木) 16時00分

なお、上記期限において、当該申請書類の提出が1者である場合には、その後の入札手続を中止し、再公告するものとする。

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時までを除く。)とする。

⑦ 提出先

17の担当部署。

⑧ 提出された申請書類の取扱いについて

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和2年12月14日(月)までに発送する。

5 入札説明書等の交付期間

令和2年11月30日(月)～令和2年12月10日(木)16時00分まで、17の担当部署において交付する。なお、当信用基金ホームページの「契約関連情報」(<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>)にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。

6 入札説明書等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール：kikaku@jaffic.go.jp

(3) 質問の受付期限

令和2年12月11日（金）15時00分

(4) 質問に対する回答は原則として当信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

(5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで公表する。

7 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年12月17日（木）14時00分

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

なお、上記期日において、入札者が1者である場合には、入札執行を中止し、再公告するものとする。

(2) 場所

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

(3) 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く。）とする。

(4) 提出書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

① 入札書（様式3） 1部

見積書（任意様式、1部）を添付すること。

② 競争参加資格認定通知書 1部

③ 委任状（代理人を選出する場合。様式2） 1部

(5) 提出方法

持参又は郵送（信書便も含む。）により提出すること。郵送による場合は、上記（1）の入札の日時までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

8 入札書の作成方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

- (2) 入札書を見積書と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「令和 3 年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務の一般競争入札に係る入札書 在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。
- (4) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

9 入札の無効

入札心得第 10 条の規定に該当する入札は無効とする。

10 開札の日時及び場所

令和 2 年 1 2 月 1 7 日（木）入札終了後

独立行政法人農林漁業信用基金 第 2 会議室

11 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額

13 再公告のスケジュール

入札説明資料等の交付期限：令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）	1 6 時 0 0 分
競争参加資格確認申請書の提出期限：令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）	1 6 時 0 0 分
入札に関する質問の受付期限：令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火）	1 5 時 0 0 分
入札及び開札の日時：令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）	1 4 時 0 0 分

14 再々公告

- (1) 前記 13 の再公告を行ってもなお、申請者又は入札者が 1 者である場合には再々公告を行う。
- (2) 再々公告後のスケジュール

入札説明資料等の交付期限：令和3年1月15日（金）	16時00分
競争参加資格確認申請書の提出期限：令和3年1月15日（金）	16時00分
入札に関する質問の受付期限：令和3年1月18日（月）	15時00分
入札及び開札の日時：令和3年1月22日（金）	14時00分

15 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「VI 契約書（案）」による。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式4）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった事業者様又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式については、下記の当基金のホームページからダウンロードして下さい。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

17 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課（担当：福良、高山）

電話 03-3294-4470

FAX 03-3294-3140

Eメール kikaku@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

Ⅱ 独立行政法人農林漁業信用基金 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参又は郵送（信書便を含む。）して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持

参しなければならぬ。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあつては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がさ

れないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価得点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 仕様書

1 品名

令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務

2 契約期間

令和3年2月から令和4年1月までの期間（第6号（令和3年5月発行分）、第7号（令和3年10月発行分）及び第8号（令和4年1月発行分））とする。

3 規格

(1) 発行時期・部数

年間3回発行（1月、5月、10月）とし、1回当たりの発行部数を2,000部とする。なお、発行日付は、原則該当月20日とする。

(2) 印刷物の規格

ア ページ数

1回につき40ページ（うち表紙4ページ、本文36ページ）を基準として、年間120ページ以内とする。

イ 用紙

表紙：A4判 コート(A2) 135kg

本文：A4判 マットコート(A2) 70kg

ウ 製本

無線綴じ

エ 印刷仕様

両面フルカラー（4色）オフセット印刷

(3) 電子データの規格

ア 入稿用データ

PDF/x-1a形式又はPDF/x-4形式とする。

・トンボ及び塗り足しを設定すること。

イ 編集用データ

ai形式、eps形式又はindd形式とする。

・データの作成は、Adobe InDesign 又は Adobe Illustrator（いずれもCC以上のバージョン）で行うこと。

ウ ホームページ掲載用データ

PDF形式とする。

- ・トンボがなく、仕上がりの状態のものとする事。
- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとする事。
- ・全てのページを単一の PDF ファイルとする事。
- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とする事。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とする事。

4 業務内容

(1) デザイン

ア 表表紙（表 1）

表表紙（表 1）には、広報誌タイトルロゴ、発行年月、号数及び法人名称のロゴを入れるものとし、各号毎に、信用基金から提示するテーマに沿った写真 1 点を用意し、効果的に配置すること。広報誌タイトルロゴ及び各号に共通する基本デザインについては、事前に 3 案以上を提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。決定した基本デザインは、各号において踏襲すること。

また、基本デザインに基づく各号の表紙デザインについては、各号 3 案以上を提示し、信用基金と協議のうえ決定すること。

イ 表表紙裏（表 2）

表表紙裏（表 2）には、各号の目次を記載すること。目次のデザインについては、事前に 3 案以上を提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。決定したデザインは、各号において踏襲すること。

ウ 裏表紙裏（表 3）・裏表紙（表 4）

裏表紙裏（表 3）又は裏表紙（表 4）に、広報誌タイトル、発行年月、号数、法人名称のロゴ（表表紙（表 1）のロゴと同一である必要はない。）、発行責任部署、編集・製本・印刷者名称等を入れること。いずれの要素を裏表紙裏（表 3）又は裏表紙（表 4）に配置するかは任意とするが、事前に 3 案以上のデザインを提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。決定したデザインは、各号において踏襲すること。

なお、裏表紙裏（表 3）については、記事を掲載するスペースを確保すること。また、裏表紙（表 4）には、リサイクル適性の表示を行うこと。

エ 本文

本文のデザインは、端的で分かりやすいものとする事。本文 1 ページにつき、イラスト、写真、図表等をおおむね 3 点使用することを予定するが、使用数については、ページにより増減する。個々のページのデザインについては、信用基金と協議のうえ決定すること。

オ イラスト

イラストは、信用基金の指示に基づき、受注者が用意すること。なお、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

カ 図表

グラフ等の図表は当方から提供する図表を基に作成し、デザインと調和するものとする。

キ 写真

表紙の写真については、原則として受注者が用意すること。また、本文中の写真については原則として信用基金が提供するが、必要に応じ、受注者に提供を求める場合がある。なお、受注者の用意する写真については、新規で撮影する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

(2) レイアウト

信用基金が提供する文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイアウトについては、原則1行20文字36行の2段組とするが、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

信用基金からの原稿提出はおおむね発行月の2か月前までを目安とするが、作業が完了したものから順次入稿するものとする。受注者は、信用基金からの原稿提出後、おおむね7日以内に初校を納入すること。なお、原稿が電子データでない時等に、信用基金の指示により、受注者にデータの入力を依頼する場合がある。

(3) 校正

文字校正作業は信用基金の指示に従い、作業済みの箇所から順次実施すること。文字校正原稿はPDF形式を用いること。文字校正回数は3回を原則とするが、必要に応じて増やす場合がある。色校正は、本紙校正を1回以上とする。

(4) 製本

受注者は、本紙校正にて信用基金の検査を受けた後、製本作業に入るものとする。

(5) 梱包・発送

受注者は、当該広報誌を信用基金事務所に250部納品し、残る1,750部について、信用基金が別に指示する発送先（別紙1参照）に対し梱包・発送する。梱包用封筒等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、増減又は変更を指示する場合は

ある。

なお、電子データについては、DVD-R等の電磁的記録媒体により、3の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)を記載したラベルを貼り付けること。また、納品の際、作業環境(OSの種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前)を報告すること。

5 業務体制等

- ・本業務を統括する者は、本業務に類する冊子の進捗管理業務を主担当者として実施した経験を有していること。
- ・主たるデザイン担当者は、本業務に類する冊子又は雑誌等のエディトリアルデザイン経験を有すること。
- ・本業務を優先して行うことのできる担当者を最低1名置くこと。

6 納品場所

(1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

(2) 信用基金が別に指示する発送先

別紙1参照

7 納入期限

(1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ

各号発行日の5営業日前の17時まで

(2) 信用基金が別紙において指示する発送先

各号発行日必着

8 環境配慮

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(「グリーン購入法」)の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された「印刷用紙」及び「印刷」に係る判断基準を満たすこと。

(2) 契約時に、別紙2の「資材確認票」を提出すること。

9 その他

- (1) 納入物に関する著作権は、信用基金による代金の支払いと引き換えに、信用基金に移転すること。受注者は、いかなる場合も著作権人格権を行使しないこと。
- (2) 受注者は、信用基金の求めに応じて、業務の進行状況等の報告を行うこと。
- (3) 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信用基金との協議により解決を図ること。
- (4) 過去の広報誌「基金 now」を参考とすること。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/kouhou/

広報誌 発送先及び発送部数

連番	郵便番号	発送部数
1	100-8420	22
2	514-0006	15
3	100-8952	14
4	380-0826	9
5	100-8907	8
6	100-8940	8
7	100-8952	8
8	810-0001	7
9	860-0842	7
10	880-0032	7
11	010-8570	6
12	030-8570	6
13	310-8555	6
14	559-8555	6
15	602-8570	6
16	640-8585	6
17	680-8570	6
18	690-8501	6
19	700-8570	6
20	753-8501	6
21	770-8570	6
22	870-8501	6
23	900-8570	6
24	910-8580	6
25	920-8580	6
26	950-8570	6
27	960-8670	6
28	990-8570	6
29	010-0976	5
30	020-0022	5
31	030-0847	5
32	060-0004	5
33	064-8518	5
34	100-8924	5
35	100-8950	5
36	190-0023	5
37	243-0013	5
38	260-0031	5
39	310-0022	5
40	321-0905	5
41	330-0063	5
42	330-9722	5
43	379-2147	5
44	400-8530	5
45	422-8691	5
46	460-8516	5
47	465-8502	5
48	500-8367	5
49	520-0807	5
50	541-0043	5
51	602-8054	5
52	621-0052	5
53	630-8131	5
54	640-8331	5
55	650-0024	5

連番	郵便番号	発送部数
56	680-0833	5
57	690-0887	5
58	700-0826	5
59	700-8532	5
60	730-0051	5
61	754-0002	5
62	760-0023	5
63	770-0011	5
64	780-8511	5
65	790-8555	5
66	840-0803	5
67	850-0862	5
68	860-8527	5
69	870-0044	5
70	890-0064	5
71	900-0006	5
72	910-0005	5
73	920-0383	5
74	920-8566	5
75	930-0006	5
76	960-0231	5
77	980-0011	5
78	980-0014	5
79	990-0042	5
80	060-8588	4
81	330-9301	4
82	514-8570	4
83	520-8577	4
84	630-8501	4
85	650-8567	4
86	760-8570	4
87	812-8577	4
88	840-8570	4
89	862-8570	4
90	880-8501	4
91	100-0004	3
92	101-8509	3
93	102-8356	3
94	103-0028	3
95	104-0031	3
96	106-8635	3
97	170-0013	3
98	900-0025	3
99	010-0951	2
100	010-0976	2
101	010-8550	2
102	011-0945	2
103	020-0022	2
104	020-0023	2
105	020-0023	2
106	030-0803	2
107	030-0803	2
108	060-0003	2
109	060-0003	2
110	060-0004	2
111	060-8579	2

連番	郵便番号	発送部数
112	060-8588	2
113	064-8537	2
114	100-0004	2
115	100-0013	2
116	101-0048	2
117	101-8503	2
118	102-0084	2
119	108-0075	2
120	108-0075	2
121	110-0015	2
122	135-0034	2
123	163-8001	2
124	231-8588	2
125	231-8588	2
126	231-8806	2
127	236-0051	2
128	236-0051	2
129	260-0021	2
130	260-0021	2
131	260-8667	2
132	310-0011	2
133	310-0011	2
134	310-0022	2
135	320-8501	2
136	320-8501	2
137	330-9716	2
138	371-8508	2
139	371-8570	2
140	371-8570	2
141	380-0826	2
142	380-8570	2
143	380-8570	2
144	380-8575	2
145	400-8501	2
146	400-8501	2
147	400-8530	2
148	420-0853	2
149	420-8601	2
150	420-8601	2
151	420-8666	2
152	422-8621	2
153	460-0002	2
154	460-0002	2
155	460-0003	2
156	460-8501	2
157	460-8501	2
158	460-8501	2
159	460-8521	2
160	500-8367	2
161	500-8570	2
162	500-8570	2
163	514-0004	2
164	514-0006	2
165	514-0006	2
166	514-8570	2
167	520-0044	2

連番	郵便番号	発送部数
168	520-0044	2
169	520-0801	2
170	520-8577	2
171	530-0042	2
172	540-8550	2
173	541-0043	2
174	559-8555	2
175	596-0015	2
176	601-8585	2
177	624-0914	2
178	624-0914	2
179	630-8131	2
180	640-8241	2
181	640-8241	2
182	640-8331	2
183	650-8567	2
184	650-8691	2
185	673-0883	2
186	673-0883	2
187	680-0833	2
188	680-0908	2
189	680-8570	2
190	690-0007	2
191	690-0007	2
192	690-0887	2
193	700-0824	2
194	702-8024	2
195	730-0051	2
196	730-0051	2
197	730-8511	2
198	730-8511	2
199	730-8511	2
200	730-8520	2
201	733-0831	2
202	750-0067	2
203	750-0067	2
204	754-8611	2
205	760-0023	2
206	760-0031	2
207	760-0031	2
208	760-8550	2
209	760-8570	2
210	770-0011	2
211	770-0873	2
212	770-0873	2
213	780-0850	2
214	780-0850	2
215	780-0870	2
216	780-0870	2
217	780-8528	2
218	780-8570	2
219	780-9500	2
220	790-0002	2
221	790-0002	2
222	790-8555	2
223	790-8570	2

連番	郵便番号	発送部数
224	790-8570	2
225	790-8570	2
226	810-0001	2
227	810-0073	2
228	810-0073	2
229	812-0013	2
230	812-8577	2
231	832-0826	2
232	840-0034	2
233	840-0034	2
234	840-0803	2
235	840-8570	2
236	847-0873	2
237	850-0035	2
238	850-8570	2
239	850-8570	2
240	850-8570	2
241	850-8686	2
242	860-0081	2
243	860-8585	2
244	861-5271	2
245	861-5274	2
246	862-8570	2
247	870-0021	2
248	870-0021	2
249	870-0044	2
250	880-0858	2
251	880-0858	2
252	880-8501	2
253	880-8686	2
254	890-0064	2
255	890-8540	2
256	890-8540	2
257	890-8577	2
258	890-8577	2
259	890-8577	2
260	900-0006	2
261	900-0016	2
262	900-0016	2
263	900-0025	2
264	910-0005	2
265	910-0005	2
266	910-8666	2
267	920-0022	2
268	920-0022	2
269	920-0383	2
270	921-8508	2
271	930-0004	2
272	930-0004	2
273	930-0004	2
274	930-0096	2
275	930-0096	2
276	950-0078	2
277	950-0078	2
278	951-8570	2
279	970-8044	2

連番	郵便番号	発送部数
280	970-8044	2
281	980-0014	2
282	980-8436	2
283	980-8570	2
284	980-8570	2
285	986-0032	2
286	990-0042	2
287	998-0036	2
288	998-0036	2
289	010-0001	1
290	010-0001	1
291	010-0003	1
292	010-0011	1
293	010-0445	1
294	010-0921	1
295	010-0931	1
296	010-0951	1
297	010-0951	1
298	010-0951	1
299	010-8655	1
300	015-8601	1
301	020-0021	1
302	020-0023	1
303	020-0023	1
304	020-0023	1
305	020-0024	1
306	020-0024	1
307	020-0857	1
308	020-0871	1
309	020-8570	1
310	020-8606	1
311	020-8666	1
312	020-8688	1
313	021-0024	1
314	023-0806	1
315	025-0078	1
316	030-0151	1
317	030-0802	1
318	030-0802	1
319	030-0803	1
320	030-0803	1
321	030-0813	1
322	030-0843	1
323	030-8577	1
324	030-8622	1
325	030-8668	1
326	031-0086	1
327	036-8182	1
328	040-0032	1
329	043-0043	1
330	047-0007	1
331	049-2326	1
332	050-0083	1
333	052-0022	1
334	053-8654	1
335	057-0013	1

連番	郵便番号	発送部数
336	060-0002	1
337	060-0002	1
338	060-0003	1
339	060-0003	1
340	060-0003	1
341	060-0004	1
342	060-0062	1
343	060-8513	1
344	060-8661	1
345	060-8676	1
346	061-1413	1
347	067-0052	1
348	068-8660	1
349	070-0034	1
350	072-0025	1
351	073-8688	1
352	074-8686	1
353	077-0028	1
354	078-8503	1
355	079-8451	1
356	080-0010	1
357	080-0015	1
358	080-0810	1
359	080-8701	1
360	085-0015	1
361	085-0015	1
362	085-8649	1
363	087-8650	1
364	089-2605	1
365	090-0018	1
366	090-8711	1
367	093-0005	1
368	096-0012	1
369	097-0022	1
370	099-0495	1
371	100-0004	1
372	100-0005	1
373	100-0005	1
374	100-0005	1
375	100-0011	1
376	100-0011	1
377	100-0013	1
378	100-0013	1
379	100-0014	1
380	100-6832	1
381	100-6837	1
382	100-8174	1
383	100-8176	1
384	100-8233	1
385	100-8388	1
386	100-8420	1
387	100-8977	1
388	101-0021	1
389	101-0047	1
390	101-0047	1
391	101-0047	1

連番	郵便番号	発送部数
392	101-0047	1
393	101-0054	1
394	102-0082	1
395	102-0083	1
396	102-0084	1
397	102-0093	1
398	102-8356	1
399	102-8411	1
400	102-8630	1
401	103-0025	1
402	103-0028	1
403	103-0028	1
404	103-0028	1
405	103-8238	1
406	103-8670	1
407	104-0028	1
408	104-0028	1
409	104-8426	1
410	105-0001	1
411	105-0003	1
412	105-0003	1
413	105-8010	1
414	106-8525	1
415	107-0052	1
416	107-0052	1
417	107-8480	1
418	108-0075	1
419	108-8477	1
420	112-0002	1
421	112-0004	1
422	112-0004	1
423	113-8553	1
424	115-0042	1
425	115-0043	1
426	120-0034	1
427	134-0085	1
428	134-0088	1
429	135-0023	1
430	135-0052	1
431	135-0061	1
432	135-0061	1
433	135-0062	1
434	136-0076	1
435	136-0076	1
436	136-0076	1
437	136-0082	1
438	140-0002	1
439	141-0021	1
440	143-0024	1
441	145-0071	1
442	146-0092	1
443	146-0093	1
444	151-0051	1
445	151-0051	1
446	151-0053	1
447	151-0053	1

連番	郵便番号	発送部数
448	154-0011	1
449	154-0017	1
450	156-0055	1
451	157-0066	1
452	157-0066	1
453	160-0022	1
454	161-0031	1
455	164-0003	1
456	164-0012	1
457	164-8688	1
458	167-0051	1
459	167-0051	1
460	169-0073	1
461	169-0075	1
462	169-0075	1
463	170-0005	1
464	171-0032	1
465	171-0052	1
466	173-0005	1
467	174-0043	1
468	177-0042	1
469	178-0063	1
470	178-0064	1
471	181-0004	1
472	182-0004	1
473	183-8509	1
474	184-0004	1
475	190-0023	1
476	190-8575	1
477	190-8681	1
478	194-0002	1
479	194-0041	1
480	194-0041	1
481	195-0053	1
482	195-0055	1
483	197-0823	1
484	198-8722	1
485	201-0002	1
486	201-0015	1
487	203-0052	1
488	212-0013	1
489	214-0012	1
490	214-0021	1
491	215-0005	1
492	215-0021	1
493	216-0004	1
494	216-0023	1
495	216-0033	1
496	220-6115	1
497	220-8611	1
498	220-8611	1
499	223-0062	1
500	226-0016	1
501	229-1131	1
502	231-0023	1
503	231-0033	1

連番	郵便番号	発送部数
504	231-0033	1
505	231-8412	1
506	231-8588	1
507	232-0061	1
508	235-0041	1
509	236-0051	1
510	238-0008	1
511	238-8535	1
512	243-0303	1
513	250-0004	1
514	250-0055	1
515	252-0314	1
516	254-0043	1
517	259-1141	1
518	260-0013	1
519	260-0013	1
520	260-0015	1
521	260-0021	1
522	260-0021	1
523	260-0031	1
524	260-0805	1
525	260-0822	1
526	260-0854	1
527	260-8607	1
528	260-8720	1
529	260-8720	1
530	261-0001	1
531	262-0043	1
532	270-0032	1
533	271-0064	1
534	271-0093	1
535	274-0825	1
536	277-0863	1
537	277-0882	1
538	279-0021	1
539	283-0823	1
540	285-0854	1
541	288-8686	1
542	292-0834	1
543	294-8691	1
544	299-3251	1
545	300-1525	1
546	305-0031	1
547	305-0032	1
548	305-8517	1
549	307-8601	1
550	310-0011	1
551	310-0011	1
552	310-0021	1
553	310-0021	1
554	310-0803	1
555	310-0852	1
556	310-0914	1
557	310-8566	1
558	310-8622	1
559	319-2205	1

連番	郵便番号	発送部数
560	320-0047	1
561	320-8532	1
562	320-8610	1
563	320-8680	1
564	321-0621	1
565	321-0903	1
566	321-2118	1
567	322-0066	1
568	324-0056	1
569	325-0013	1
570	325-0302	1
571	328-0015	1
572	329-0202	1
573	330-0044	1
574	330-0061	1
575	330-0063	1
576	330-0063	1
577	330-0065	1
578	330-0074	1
579	330-0835	1
580	330-0854	1
581	330-9001	1
582	334-0075	1
583	343-0025	1
584	343-0026	1
585	343-0041	1
586	344-0032	1
587	344-0032	1
588	349-0145	1
589	350-0804	1
590	351-0114	1
591	357-8558	1
592	359-1144	1
593	359-1145	1
594	359-1145	1
595	360-8611	1
596	364-0005	1
597	370-0069	1
598	370-0851	1
599	370-2343	1
600	371-0026	1
601	371-0801	1
602	371-0847	1
603	371-0854	1
604	371-8560	1
605	371-8611	1
606	372-0043	1
607	376-0023	1
608	377-0007	1
609	378-0053	1
610	379-2131	1
611	380-0846	1
612	380-0935	1
613	380-0935	1
614	380-8567	1
615	380-8614	1

連番	郵便番号	発送部数
616	380-8668	1
617	380-8682	1
618	380-8686	1
619	386-0014	1
620	390-0873	1
621	390-8708	1
622	394-8611	1
623	395-8611	1
624	396-8611	1
625	397-0001	1
626	398-0004	1
627	399-9211	1
628	400-0031	1
629	400-0031	1
630	400-0032	1
631	400-0034	1
632	400-0034	1
633	400-0858	1
634	400-8601	1
635	403-0004	1
636	409-3811	1
637	410-0831	1
638	410-8610	1
639	410-8689	1
640	410-8710	1
641	411-0943	1
642	417-0047	1
643	418-0064	1
644	420-0033	1
645	420-0838	1
646	420-0839	1
647	420-0853	1
648	420-8601	1
649	420-8636	1
650	420-8644	1
651	422-8619	1
652	424-0883	1
653	424-8715	1
654	430-0946	1
655	430-8689	1
656	436-8651	1
657	440-0873	1
658	442-8520	1
659	443-0056	1
660	444-8602	1
661	446-8686	1
662	460-0002	1
663	460-0002	1
664	460-0002	1
665	460-0003	1
666	460-0003	1
667	460-0011	1
668	460-0013	1
669	460-0015	1
670	460-0017	1
671	460-8678	1

連番	郵便番号	発送部数
672	460-8681	1
673	471-8601	1
674	489-8650	1
675	491-8611	1
676	500-8356	1
677	500-8384	1
678	500-8516	1
679	500-8562	1
680	500-8716	1
681	501-3893	1
682	501-4298	1
683	501-6132	1
684	503-0828	1
685	503-0887	1
686	506-0843	1
687	507-0033	1
688	509-2202	1
689	509-9132	1
690	510-0087	1
691	510-8666	1
692	511-0065	1
693	514-0003	1
694	514-0003	1
695	514-0004	1
696	514-0006	1
697	514-0006	1
698	514-8560	1
699	514-8667	1
700	515-8530	1
701	519-3617	1
702	520-0044	1
703	520-0051	1
704	520-0801	1
705	520-0807	1
706	520-8686	1
707	522-8655	1
708	526-8686	1
709	527-8687	1
710	528-0021	1
711	530-0013	1
712	532-0006	1
713	540-0011	1
714	540-0011	1
715	540-0026	1
716	540-8610	1
717	542-8654	1
718	550-0014	1
719	556-0005	1
720	559-0025	1
721	600-8005	1
722	600-8009	1
723	600-8652	1
724	602-8054	1
725	604-0031	1
726	604-0842	1
727	604-8417	1

連番	郵便番号	発送部数
728	606-8343	1
729	606-8395	1
730	624-0914	1
731	624-0914	1
732	625-0036	1
733	626-0041	1
734	630-8213	1
735	630-8501	1
736	630-8677	1
737	633-0091	1
738	634-0008	1
739	634-0804	1
740	640-8143	1
741	640-8241	1
742	640-8263	1
743	640-8281	1
744	640-8331	1
745	640-8655	1
746	640-8656	1
747	641-0036	1
748	647-0004	1
749	650-0011	1
750	650-0011	1
751	650-0012	1
752	650-0012	1
753	650-0023	1
754	650-0024	1
755	651-0193	1
756	656-8666	1
757	657-8501	1
758	660-0862	1
759	668-8650	1
760	668-8655	1
761	669-3601	1
762	670-0911	1
763	670-0935	1
764	671-2577	1
765	673-0883	1
766	673-0883	1
767	675-0064	1
768	678-0092	1
769	680-0802	1
770	680-0802	1
771	680-0831	1
772	680-0845	1
773	680-0874	1
774	680-0947	1
775	680-8570	1
776	680-8686	1
777	682-0806	1
778	683-8601	1
779	689-2202	1
780	690-0007	1
781	690-0047	1
782	690-0062	1
783	690-0841	1

連番	郵便番号	発送部数
784	690-0876	1
785	690-0886	1
786	690-8688	1
787	693-0004	1
788	693-8614	1
789	697-0027	1
790	698-0024	1
791	698-0036	1
792	700-0811	1
793	700-0826	1
794	700-0866	1
795	700-0902	1
796	700-8555	1
797	700-8626	1
798	700-8727	1
799	701-4233	1
800	702-8024	1
801	703-8265	1
802	705-0001	1
803	708-0022	1
804	712-8062	1
805	713-8686	1
806	714-0081	1
807	716-0037	1
808	719-1131	1
809	723-0017	1
810	726-8609	1
811	727-0013	1
812	730-0017	1
813	730-0036	1
814	730-0043	1
815	730-0051	1
816	730-0051	1
817	730-0051	1
818	730-8588	1
819	730-8678	1
820	730-8707	1
821	732-0052	1
822	734-0014	1
823	737-0051	1
824	737-8686	1
825	745-8601	1
826	747-0034	1
827	750-0016	1
828	750-0025	1
829	750-0067	1
830	750-8603	1
831	753-0047	1
832	753-0048	1
833	753-0072	1
834	753-0074	1
835	753-8526	1
836	754-0002	1
837	756-0088	1
838	760-0031	1
839	760-0031	1

連番	郵便番号	発送部数
840	760-0052	1
841	760-0068	1
842	760-8574	1
843	760-8576	1
844	761-2304	1
845	761-8031	1
846	761-8083	1
847	770-0011	1
848	770-0873	1
849	770-0873	1
850	770-0918	1
851	770-0941	1
852	770-8001	1
853	770-8054	1
854	770-8601	1
855	770-8648	1
856	774-0030	1
857	780-0061	1
858	780-0801	1
859	780-0833	1
860	780-0850	1
861	780-0870	1
862	780-0870	1
863	780-8602	1
864	781-2120	1
865	783-0055	1
866	787-0021	1
867	788-0271	1
868	790-0002	1
869	790-0002	1
870	790-0002	1
871	790-0002	1
872	790-0808	1
873	790-8514	1
874	790-8570	1
875	790-8580	1
876	790-8582	1
877	791-0311	1
878	798-0041	1
879	798-4353	1
880	802-0005	1
881	803-0813	1
882	810-0001	1
883	810-0001	1
884	810-0001	1
885	810-0001	1
886	810-0001	1
887	810-0041	1
888	810-0042	1
889	810-0073	1
890	810-0073	1
891	810-8693	1
892	811-4292	1
893	812-8687	1
894	820-8602	1
895	825-0002	1

連番	郵便番号	発送部数
896	830-0037	1
897	831-0004	1
898	836-0842	1
899	840-0027	1
900	840-0034	1
901	840-0034	1
902	840-0801	1
903	840-0805	1
904	840-0813	1
905	840-0825	1
906	840-0831	1
907	843-0024	1
908	847-0012	1
909	848-0047	1
910	849-0925	1
911	849-1311	1
912	850-0035	1
913	850-0036	1
914	850-0052	1
915	850-8618	1
916	850-8666	1
917	850-8686	1
918	854-0053	1
919	854-0063	1
920	854-0071	1
921	857-0041	1
922	857-0804	1
923	860-0012	1
924	860-0808	1
925	860-0842	1
926	860-8615	1
927	860-8681	1
928	861-3922	1
929	861-4214	1
930	861-5274	1
931	861-8019	1
932	862-0954	1
933	862-0973	1
934	862-8570	1
935	862-8601	1
936	863-0032	1
937	870-0004	1
938	870-0016	1
939	870-0021	1
940	870-0021	1
941	870-0044	1
942	870-0047	1
943	870-0822	1
944	870-0822	1
945	870-8686	1
946	874-0901	1
947	874-8639	1
948	877-0047	1
949	880-0805	1
950	880-0805	1
951	880-0805	1

連番	郵便番号	発送部数
952	880-0805	1
953	880-0805	1
954	880-0858	1
955	880-0858	1
956	880-0877	1
957	880-0913	1
958	880-8606	1
959	882-0822	1
960	884-0001	1
961	889-3204	1
962	890-0064	1
963	890-8503	1
964	890-8540	1
965	890-8540	1
966	890-8577	1
967	891-0115	1
968	892-0816	1
969	892-0816	1
970	892-0822	1
971	892-0842	1
972	892-8586	1
973	892-8611	1
974	894-0025	1
975	894-0036	1
976	896-0028	1
977	900-0015	1
978	900-0016	1
979	900-0016	1
980	900-0024	1
981	900-8651	1
982	900-8686	1
983	901-1105	1
984	901-1112	1
985	906-0013	1
986	907-0004	1
987	910-0005	1
988	910-0005	1
989	910-0018	1
990	910-8519	1
991	910-8555	1
992	910-8606	1
993	910-8660	1
994	912-0051	1
995	914-8688	1
996	916-0036	1
997	917-0078	1
998	918-8114	1
999	918-8567	1
1,000	920-0007	1
1,001	920-0022	1
1,002	920-0022	1
1,003	920-0209	1
1,004	920-8203	1
1,005	920-8670	1
1,006	920-8674	1
1,007	920-8710	1

連番	郵便番号	発送部数
1,008	926-8601	1
1,009	927-0433	1
1,010	930-0051	1
1,011	930-0096	1
1,012	930-0096	1
1,013	930-0096	1
1,014	930-8554	1
1,015	930-8630	1
1,016	930-8637	1
1,017	932-0053	1
1,018	933-8606	1
1,019	933-8611	1
1,020	934-8611	1
1,021	935-0015	1
1,022	937-0868	1
1,023	939-0311	1
1,024	939-1371	1
1,025	939-1567	1
1,026	939-8177	1
1,027	940-0062	1
1,028	940-8650	1
1,029	940-8651	1
1,030	941-0057	1
1,031	942-8666	1
1,032	944-8601	1
1,033	945-0051	1
1,034	950-0072	1
1,035	950-0078	1
1,036	950-0078	1
1,037	950-0116	1
1,038	950-8623	1
1,039	950-8746	1
1,040	951-8116	1
1,041	951-8116	1
1,042	951-8133	1
1,043	951-8666	1
1,044	951-8686	1
1,045	953-0041	1
1,046	955-0046	1
1,047	955-8666	1
1,048	957-0053	1
1,049	958-0841	1
1,050	959-0194	1
1,051	959-1296	1
1,052	959-1372	1
1,053	960-8018	1
1,054	960-8031	1
1,055	960-8033	1
1,056	960-8041	1
1,057	960-8043	1
1,058	960-8043	1
1,059	960-8043	1
1,060	960-8625	1
1,061	961-8601	1
1,062	962-0054	1
1,063	963-8622	1

連番	郵便番号	発送部数
1,064	963-8630	1
1,065	964-0807	1
1,066	965-0035	1
1,067	970-8026	1
1,068	970-8044	1
1,069	970-8044	1
1,070	971-8162	1
1,071	975-0003	1
1,072	976-0042	1
1,073	980-0011	1
1,074	980-0011	1
1,075	980-0021	1
1,076	980-8588	1
1,077	980-8656	1
1,078	980-8777	1
1,079	981-0908	1
1,080	981-0914	1
1,081	985-0001	1
1,082	986-0815	1
1,083	986-0822	1
1,084	986-0868	1
1,085	989-0277	1
1,086	990-0041	1
1,087	990-0041	1
1,088	990-2473	1
1,089	990-2492	1
1,090	990-8611	1
1,091	990-8642	1
1,092	992-0031	1
1,093	992-0393	1
1,094	993-8642	1
1,095	994-8511	1
1,096	995-0016	1
1,097	996-0027	1
1,098	997-0035	1
1,099	997-8611	1
1,100	998-0036	1

1,100先

1,728部

※ 発送先名及び住所の入った一覧は落札者に別途提供する。
 同一郵便番号であっても、連番が異なる先は別の発送先である。
 発送先については、増減又は変更を指示する場合がある。

作成年月日：令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

件名：「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」

資材確認票（見積・変更・最終）

株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文					
	表紙					
	見返し					
	カバー					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

(監督)

- 第8条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

- 第9条 乙は、業務を終了したときは、速やかに検査のため甲が指定した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から納入物件の納入を受けたときは、納入を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(著作権)

- 第10条 本納品物の著作権は、第9条に定める検査合格後に、乙より甲に移転する。

(契約金額の請求及び支払い)

- 第11条 乙は、各号ごとの制作及び発送等が終了した都度、その終了を証する書類を添付して、第6条に規定する契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第12条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

- 第13条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物件を納入することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約代金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(契約完了後における説明等)

- 第14条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料

の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、第9条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第17条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

(事情変更)

第18条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第19条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を

経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前号各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第20条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、甲は既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。

この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第 21 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第 23 条 第 19 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第 24 条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第 7 条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の 100 分の 10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の 100 分の 10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第 25 条 甲は、第 22 条又は第 23 条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第 26 条 乙が第 21 条又は第 22 条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第 27 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所、氏名、及び生年月日、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第 28 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

第 29 条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第 30 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第 31 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇〇日

甲 東京都 ○○○ ○○○ ○○○

独立行政法人農林漁業信用基金

○○○ ○○○ 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日

乙 住所 ○○○ ○○○ ○○○

社名 ○○○○○○

○○○ ○○○ 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和2年11月30日付け入札公告「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・
発送等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添え
て申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に
該当しない者であること及び入札説明書、入札心得等の内容を遵守すること
を誓約します。

記

1. 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 今井 敏 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人)

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使用印鑑



入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

業務の名称 「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」

入札説明書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名
 (代理人氏名
 (復代理人氏名

印
 印)
 印)

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- 3 ()内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
- 4 委任状は別葉にすること。

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 入札説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、入札・企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

2. 一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。

◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。

E-mailの場合のタイトル：「（入札・企画競争の件名_〈貴社名(略称可)〉：不参加理由送付）」

宛先： 入札説明書等に記載のアドレス、ファクシミリ番号

◆提出期限：開札日後、1週間以内でお願いします。

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

令和 年 月 日

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 件名：「令和3年度版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」

2. 提出者

① 貴社名・部署名：

② ご担当者氏名：

③ 電話番号：

④ 電子メールアドレス：

4. **不参加等理由**：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。）

該当する項目の〔 〕に「○」を付してください（複数回答可）。

① 〔 〕 自社で納入物件が確保できない。

② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。

③ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。

④ 〔 〕 同時期に他の入札もしくはその予定があった。

⑤ 〔 〕 現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。

⑥ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。

⑦ 〔 〕 その他（具体的に記載ください） _____

5. **その他ご意見・ご要望**

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご意見・ご要望があれば記入ください。

（ご協力ありがとうございました。）